

## コメント①

大井 眞二

私からはコメントというよりも、震災映像のメタデータを使いながら研究を進めていくうえでどういう問題があるかという観点から、若干の質問をしたい。メタデータを使って研究をするときに Abstract とか Index をどのように構築してそれをどう活用していくかという問題がある。メタデータを中心として量的な分析をどのように質的な分析につなげていくのか。それから、そのためには何が明らかになったのか、あるいはこれから何を明らかにすべきかということを変更して問い直す必要がある。その上で方法論の問題がある。私は、メタデータというのは、いわば「点と線」のデータであり、それを面にする、あるいは立体的にするためにどういう方法論上の問題があるかということがちょっと気になっている。

それから二つめの問題として、研究対象の番組ジャンルの問題がある。例えば、米 Vanderbilt 大学の News Archive では、米ネットワークテレビのニュース番組や特別番組を収録し、それを中心とした分析がかなり進んでいる。しかし、そこではニュースが中心であるため、非ニュース素材をどうするのかという問題がある。特に私の問題意識のなかでは、ソフトニュースだとか娯楽的な情報を中心として構成されるバラエティ番組などをどのように扱うのか、これらもやはり公共的知識へのポテンシャルとしては非常に高いと思われる。

Vanderbilt 大学の News Archive を例に、再び方法論の話に戻るが、このアーカイブのウェブサイトで、例えば earthquake というキーワードを入れると、日本の 3.11 関連で、アメリカの 4 大ネットワークが報道した番組のリストが出てくる。その内容をみていくと、少なくともアメリカのネットワークテレビの報道におけるフレーミングの中心がかなり早い段階から核の問題だったことがわかる。同サイトでは個々の番組について、簡単に Abstract を参照することもできる。Abstract もかなり詳細なもので、もちろんその内容を対象にした全文検索もできる。アメリカではこの Abstract を使った研究というものがかなり進んでいるわけだが、そこから今後量的研究から質的研究へと向かっていくときに、これらのメタデータをどうやって利用できるかということが今後の課題ではないか。

Abstract を使った研究例をみると、Abstract とその他の番組関連のメタデータとの対応関係を見ていくことで、膨大な量のデータを一々見なくても、Abstract だけである程度、番組の全体像を再現できる。そうした研究例からはいくつかが見えてきている。第一に Abstract とニュース・トピック、full transcript を対応させることはほぼ不可能である、そして第二に、ニュースの評価的な側面、例えば全体のなかでネガティブ、ポジティブという形で評価づけをするような側面に Abstract はほとんど使えない。しかし第三に、ニュースアジェンダの研究には役に立ちそうだということが彼らの研究から分かる。

Vanderbilt の場合は、ニュース番組という限定つきではあるが、Abstract や Index をメタデータとつなぎ合わせられる形で作っている。こういうものを参考にしながら、量的研究から質的研究

につなげていくことができるかを考える必要がある。非常に重要な問題であり、私自身もアーカイブの問題を抱えているということがあるので、お二人から何かサジェスチョンをいただければと思う。

## コメント②

### 早乙女 宣広

震災関連の番組映像の取り扱いについて法的観点からコメントする。映像についての権利関係では、個人にかかわるものでは、プライバシー権、肖像権等がある。プライバシー権は、個人の私生活上の自由のひとつとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由という形で最高裁によって定義され、映像を撮ればそうしたものに抵触するものが映る可能性があろう。また、パブリシティ権の問題も生じ得る。例えば有名人とか芸能人などのように、自分の名前を提供することによって収入を得ることができる場合であるが、こうした人たちにはパブリシティ権というのが認められている。そういう著名人が映ったものを引用する場合にも権利関係の問題が生じる。ただし、モノに関してはパブリシティ権は認められていない。例えば、有名な競走馬の場合、その馬の名前を出せばお金になるというようなことがあっても、そこにはパブリシティ権は認められていない。

以上のようなことを踏まえて、実際に映像を研究利用することを想定すると、やはり通行人や群衆が写ってしまう場合には、プライバシーや肖像権、場合によってはパブリシティ権が問題になるため、特定されない程度には処理をしなければならない。例えば後ろから撮っていて誰なのか特定できない映像を使うとか、ぼかしを入れておく等の、処理が必要になってくる。

今回のテーマで最も関わりがあるのは著作権であろう。映像番組を利用する場合には必ずその映像やそこに映る著作物の権利者等の権利、すなわち著作権の処理が必要となる。

まず、映り込みの問題がある。外で撮っている映像に看板や広告が映っていれば、そこに著作権が関わってくる可能性がある。著作権というのは通常、思想・感情等の創作的な表現である場合に生じるので、それ以外の看板、広告であれば権利侵害の問題は生じないが、創作的な表現であるかどうかという判断は非常に難しい。キャラクターなどが入っていると、通常は著作物とみなされるので、こういったものが写り込んだものを使用すると著作権侵害という問題が生じる可能性がある。このように著作権を非常に厳密に考えるとすぐに権利侵害の問題が出てしまうという恐れがある。ただし、判例を見ると、著作権は複製してと言えない程度の利用であれば許容されるというような判断もあり、ぼやっと写っているとか小さく写っているというようなケースでは許容されることもある。

著作物としての映像番組（それに限らないが）の利用方法としては、日本にはフェアユースという制度がないため、個別の例外規定を充足する必要がある。

海外ではケース・バイ・ケースで、こういう場合は著作物の利用が許されるとか許されないと決まっていますが、日本では著作権法によって、こういう場合しか許されないという形で制限的な規定になっている。従って、権利制限規定に該当しない場合、勝手にテレビ番組をコピー（複製）すると、それだけで問題が生じることになる。複製が許されるのは、私的利用のための複製、つまり個人的に保存しておく場合だけであるから、組織的に行おうとすると問題が生じる。また学校、教育機関における複製というのも認められており、教育のための複製であれば問題にはならないが、研究のために複製できるかどうかというところまでは明確に書かれていない。教育と研究は表裏の関係にあるから、認められてしかるべきだろう。また教育機関として複製できるかどうか不明確である。あくまで教育者というものの範囲の中でできるということになっており、そうだとすると、映像を研究目的で組織的に複製・保存することが許されるかどうかは、検討すべき事項が多い。

他に、著作物を利用する方法として、公表されている著作物を引用するという場合があり、公正な慣行に合致しているかどうか重要である。全部そのまま流すと複製とみなされるが、その一部を流すなどの場合は認められる。ただし、この場合はクレジットをきちんと表示する必要があるということと、引用であるということを確認しなければいけない。テレビ番組であれば、引用される番組映像に背景や枠をつけるなどして引用だと分かるようにするというやり方がある。

著作権というのは基本的に無法式主義といって、どこにでも誰にでも生じ得る、かなり発生しやすい権利であるため、映像を利用する際には細心の注意を払わなければならない。今回のテーマである震災映像というのは公的な記録という側面が強いと考えられ、その利用・活用においては、これから議論し、検討しなければならない重要な課題である。

### 質疑応答・ディスカッション

シンポジウムでは、この後、質疑応答・ディスカッションが行われた。その中では、映像アーカイブを構築、整備する際に伴うメタデータの問題が中心的な議論の対象となった。そして、現状においては利用できるデータ、資料が限られていたり、放送局の番組HPのように不完全なものだったりするといった問題や、JCCなど民間企業によって制作されるメタデータ、データベースの著作権に関する考え方などが議論された。また、内容分析においては映像の内容を何らかの形でデータ化する必要が生じるが、その際の方法やノウハウについての情報・意見交換がなされた。

フロアを交えた質疑応答も行われ、各研究者や研究機関によって作られつつある映像アーカイブ、およびそのメタデータの研究利用のための公開の問題についても活発なやりとりが展開された。その中では、大学の現場においては、例えばゼミにおける学生による研究のように、研究と教育の境界が曖昧なケースが少なくなく、そうした問題を現行の著作権を踏まえながらどう考えるべきかといった問題提起がなされた。

また、映像アーカイブの整備が各所で進められる中、映像アーカイブに関する専門的スキルや知識を持つキュレーターやアーキビストといった人材の育成をどう進めていくべきかという課題についても議論され、放送番組のアーカイブを構築する場合、番組制作の経験や知識が必要になる一方で、研究利用を前提とする場合には学術研究についての理解も必要となるという問題があることが

指摘された。

最後に、震災関連の映像アーカイブの整備、研究利用は、持続的に取り組まれるべき重要な問題であるが、特定の研究機関が単独で扱うには規模が大きいことから、各大学や学会と放送業界、メディア業界が相互に連携しながら体制を整えていく必要があることが確認された。